

平成15年度の

介護保険料が決まりました



お問い合わせ・ご相談は介護保険110番へ42 8260
または長寿支援課へ49 3111（内線412）へどうぞ

平成15年度介護保険料の年間保険料額が決まりました。
今年度は、4月から始まった介護保険第2期事業計画に従って保険料基準額が改定されました。保険料段階区分も変更しています。保険料計算には一人ひとりの事情が反映されますので一概には言えないものの、15年度の年間保険料額は昨年度1年間分よりも増えたかたが多いものと思われま

介護保険料基準額

(年額)

は

介護保険制度の運営にかかる費用のうち、第1号被保険者負担分
(法定負担割合として約18%)

÷

第1号被保険者数

介護保険第1号被保険者 保険料 新旧対照表

| 段階 | 対象(満65歳以上のかたのうち) | 新保険料 | これまでは | 新旧保険料差額 |
|------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 第1段階 | ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者であって、本人とともに世帯全員が市民税非課税のかた | 基準額×0.4 年額17,774円 月額1,481円 | 基準額×0.5 年額16,710円 月額1,393円 | 年額1,064円 月額89円 |
| 第2段階 | ・本人とともに世帯全員が市民税非課税のかた | 基準額×0.65 年額28,883円 月額2,407円 | 基準額×0.75 年額25,065円 月額2,089円 | 年額3,818円 月額318円 |
| 第3段階 | ・世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税のかた | 基準額 年額44,436円 月額3,703円 | 基準額 年額33,420円 月額2,785円 | 年額11,016円 月額918円 |
| 第4段階 | ・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満のかた | 基準額×1.36 年額60,432円 月額5,036円 | 基準額×1.25 年額41,775円 月額3,481円 | 年額18,657円 月額1,555円 |
| 第5段階 | ・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上のかた | 基準額×1.66 年額73,763円 月額6,147円 | 基準額×1.5 年額50,130円 月額4,178円 | 年額23,633円 月額1,970円 |

保険料基準額(年額)がこれまでより11,016円、月額では918円の増額となりました

第4段階と第5段階との境界となる「前年の合計所得金額」がこれまでの250万円から200万円へと引き下げられました

低所得者層への負担軽減措置を拡大。第1・第2段階においては基準額に対する割合がこれまでよりさらに0.1ポイントずつ引き下げられました